「プロバイダ非依存アドレス割り当て規則」新旧対照表

現在の文書			改定後の文書				
現在該当する記述なし。			(付 則) <u>9 この規則は、消費税改定に伴い、2017年1月11日に改正され、2017年4月1日</u> より実施する。				
別 紙			別紙				
契約料・維持料・手数料の額および支払い方法			契約料・維持料・手数料の額および支払い方法				
1. 契約料 契約料は次の表の通りとする。			1. 契約料 契約料は次の表の通りとする。				
	 費用	Ī		· <i>別</i>	 費用	<u> </u>	
+ 契約料 	<u>270, 000 円(うち消費税 20, 000 円)</u>	+ 	 	 ች	<u>275, 000 円(うち消費税 25,</u> 0		
注 1)記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。 注 2)契約料は事由のいかんを問わず返還しない。			注 1)記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り 当て者の負担とする。 注 2)契約料は事由のいかんを問わず返還しない。				
6. IPアドレス移転手数料			6. IPアドレス移転手数料				
+ 課金種別			+ 		 費用	<u>+</u> 	
*			+				